

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 12 日現在

機関番号：12101

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2010～2013

課題番号：22520760

研究課題名(和文)「常陸国風土記」にみえる律令期以前の歴史的景観復原に関する実証的研究

研究課題名(英文) Archaeological and historical studies of the political facilities in Hitachi province from the 7th century to the 8th century

研究代表者

田中 裕 (Tanaka, Yutaka)

茨城大学・人文学部・教授

研究者番号：00451667

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,400,000円、(間接経費) 1,020,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、古代の景観を復原する方法を用いて、7世紀から8世紀にかけて進められたヤマト王権による集権化の影響が、常陸国地域にどう現れるかを探った。考古学的調査成果と『常陸国風土記』の記述を比較し、郡役所(郡家)の周辺に存在する公的施設と古墳などの位置関係を調べた結果、古墳時代以来の有力者層(国造氏)が引き続き地域権力を維持するため、ヤマト王権に対し積極的に政治的アピールを行っていたこと、ヤマト王権は彼らを地方官僚として柔軟に取り込んだことがわかった。同時に、ヤマト王権は新たな交通システム(官道)の構築を強引に推進した可能性があり、その時期は、従来よりも早い(7世紀中葉)可能性が浮上した。

研究成果の概要(英文)：This research done using the method of drawing ancient scenery investigates how it had in Hitachi the effect of the centralization which the central Yamato polity performed from the 7th century around the 8th century. I compared the archaeological-research result with description of "Hitachi no kuni Fudoki", and investigated the spatial relationship of the public institution and the monument like a burial mound which exist around a county public office. As a result, it turned out not only that the traditional elite group in the region since the Kofun period was performing political appeal positively to central polity in order to maintain power in the region succeedingly, but also that the central polity took in them flexibly as a district bureaucrat. Simultaneously, the central polity may have promoted the construction of a new traffic system forcibly. The construction of the highway may have been constituted earlier (the middle of the 7th century) than the conventional opinion.

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：史学・考古学

キーワード：景観復原 古代 郡家 常陸国風土記 中央集権 官道 国造 古墳

1. 研究開始当初の背景

近年の日本考古学は、事実を集成し確認する地道な作業を重視する「集成派」と、この地道な作業への埋没を批判し、中央と目される一地域の資料に基づくモデルを構築し、他地域で類似資料の抽出を進める「モデル派」の、二極分解が進んだ。二極のうち、前者が「地域性」を高く評価し、後者が「統一性」を強調するのは当然の帰結であって、このような研究自体の構造的理由により歴史が左右される状況は、見直しが必要であった。この状態では、本来あるべき人間臭さを帯びた社会の実態、ムラやマチの景観、そして人々の歩みとともに鮮やかに変貌するそれらの情景としての実のある「歴史像」は、十分に描き出すことは難しいと思われた。

考古学と文献史学の実際的方法論的な溝は一般に思われている以上に大きい」が、「その大きい溝を埋めるもの」が「遺跡」の研究であるとの川崎保の指摘に従えば、「遺跡」の集合体が歴史的景観を形成しているとの考えに立てば、「景観復原」という共通の土俵で、共同作業は実現できる。とくに律令期の前史は、古代国家が成立し地域支配体制を整備・強化する道程と捉えられつつ、統治の「統一性」については文献史学や考古学の研究者間で評価が分かれている。この時代こそ、限られた文献史料と対比するための共同作業がもっとも求められていた。緻密な遺跡情報の収集と、関係性に対する多角的分析を行うため、分析エリアを固定し、複合的に所在する遺跡を時系列でつづさに整理し、可視的に景観の変遷を描き出す手法をもって、モデルでも、統計的な傾向でもなく、地域の動向を実態として描き出したいと考えた。

2. 研究の目的

本研究は、古代における地域運営の実態を描き出すことを目的とした。本研究が対象とするのは、律令制下で地域が「国・郡」に編成される前後の過程である。地域の政治的中心地に所在する様々の遺跡を時系列に沿ってつづさに整理し、生々しくも変化する「景観」として描き出す手法により、地域の政治勢力と社会の動向を具体的に描き出す。この方法は、一定の地域に徹底的な調査を行う事例研究であるが、モデルの提示や、制度の整備を重視した国家観などの血の通にくい歴史像とは異なり、視覚的な復原を目標とする「実態」重視の記述により、市民が実感を得られる鮮明な古代史像の構築をしていこうと考えた。

3. 研究の方法

713年に編纂の詔が発せられた風土記は、地図を見るように連続的な文脈で、土地情報が登場するため、現代的感覚でいえば、地図がなかった時代の、文章による地

図といえる。いま読むことができるのは五か国のみであり、一部とはいえ『常陸国風土記』が残る茨城県は、現代の地図や景観と比べながら古代の風土に思いを巡らせ、追体験するように歴史を実感できる特別の環境にある。

『常陸国風土記』の史料価値を考古学の立場からとくに挙げるならば、

- 1) 小国造に関する記事と孝徳朝における建評(郡)記事が存在すること
- 2) 交通路(とくに駅家)に関する記事が豊富な点
- 3) 郡家を核として周囲の地名や記念物の位置関係が明確である点、

の3点がある。すなわち、常陸国では、かつて6つあった国造国が、ほぼそのまま評(郡)という地方行政区画に再編成される過程が描かれており、その過程で置かれた郡家(郡の役所)の周辺の記述に恵まれている、そして、それらには交通路に関する記述も含まれていることから、官道及び駅家の整備という、新交通システムに関する情報も豊富に含まれているのである。したがって、郡家推定地周辺における遺跡情報を重点的に調査し、比較照合することで、国造国から国郡制に移行するころの詳細な歴史的影響を、情景として具体的に描くことができると考えた。

そこで、具体的な比較対象となりうる郡家周辺において、鍵となる遺跡情報を得るべく、次の調査を行った。

- 1) 予備調査済みの重要2遺跡(筑波郡家跡に近在するつくば市平沢3号墳、那賀郡家跡内に位置する水戸市台渡里官衙遺跡群)について、詳細な整理分析を加えて報告書にまとめる。
- 2) 那賀郡家周辺(水戸市北部)における地名調査を実施し、地名の中に記憶の残骸として残る古代道や古代官衙の痕跡を探る。
- 3) 那賀郡家に最も近在する大型前方後円墳(水戸市愛宕山古墳・水戸市二所神社古墳)の測量調査を実施し、築造時期を調べるとともに、型式学的分析により、他地域の古墳との関係性を探る。
- 4) 上記の遺跡調査に際し、必要に応じて地中レーダー探査を実施し、非破壊による遺跡情報を負荷して分析する。

以上の考古学的分析結果を、『常陸国風土記』と照合し、古墳時代以来の伝統的な有力者集団であった国造氏に關係する記念物と、公的機関である郡家や官道等の位置を地図上に明示し、その位置関係から、地域の有力者集団が、ヤマト王権による地方再編の動きに対してどのような具体的な反応を示していたのかを探った。

4. 研究成果

- (1) 地名調査
水戸市北部(那賀郡家周辺)における地

名調査では、官衙遺跡にまつわる痕跡を重点的に探索したが、むしろ古代の東海道ルート¹の痕跡を精密に抽出できた。同地区では、中世の城館跡がとりわけ集中しており、これと道路地名の位置的相関が明白であることから、少なくとも道路地名は中世まで遡ることが判明した。道路地名には、「大道」などの古代道と通じる呼称も多く含まれており、おそらくは古代道を中世も活用しつづけ、同地区が枢要の地として機能し続けた結果、地名などの痕跡として残されたと思われる。古代に形成された景観（官衙、寺院、官道、駅家の集中配置）が、後世の歴史をある程度規定するとみてよからう。

以上の成果と、これまでの古代道研究の成果を照合すると、那賀郡家周辺での古代東海道ルートはかなり精密に復原することが可能になった。

（2）水戸市台渡里官衙遺跡群整理分析
水戸市台渡里官衙遺跡群の整理分析で判明したことは以下の通りである。

- 1) 正倉跡とみられる掘込地業が長者山地区正倉院内だけでなく、広く分布したことを確認した
- 2) 正倉跡と方位を異にする堀囲施設を検出した
- 3) 堀囲施設は方形に囲む可能性が高く、施設の一部が二重堀になるか、時期を違えて再建されたかの、いずれかと考えられる
- 4) 堀囲施設は、7世紀の「評」段階に機能していた施設である(7世紀末に人為的に埋め戻され、その後、正倉などの施設群が造営された)
- 5) 堀囲施設の当初造営年代は不明であるが、7世紀中葉には存在していた可能性が高い(根拠は堀囲施設内の竪穴住居跡出土土器：水戸市教育委員会第41次調査分)

堀囲施設の当初造営年代が、古代史上、大きな意味をもつが、残念ながら結論できない。もし、堀囲施設が7世紀前半以前に遡るのであれば、これらは官衙遺構とはいえず(ミヤケの可能性はあるが、ミヤケ設置記事はない)大型堀、柵列、竪穴住居跡の組合せからみても、いわゆる「豪族居館」というべき内容をもつ。一方、堀囲施設が7世紀後半に納まるのであれば、孝徳朝の建評に伴う新しい施設といえる。伝統的な集落跡は周辺に展開していないことを考え合わせると、計画性が読み取れるので、より強力な地方再編が伴った可能性がでてくる。このとき、7世紀後葉には下がる可能性が高いとすると、山中敏史のいう「前期評」段階の施設に該当する。同段階での大型堀、柵列、竪穴住居跡の組合せは、

- 1) 古墳時代「豪族居館」の伝統を残した施設
- 2) 厳重な警備が必要な「兵庫」などの施

設

の2点であれば、説明が可能と考える。

なお、地名調査と併せて明らかとなった東海道推定ルートとの関連でいえば、堀囲施設は、東海道に接する位置に存在する。当該地点における東海道の方位は、N34度Eと推定される。一方、堀囲施設は北西辺でN40度E前後、北東辺でN52度Wであり現状では、6度~4度の違いがある。ただし、全発掘していない現状では、これらは誤差の範囲でしかなく、ほぼ一致していると評価しておくべきであろう。偶然の一致である可能性もあるが、計画性の高さを想定せざるを得ない、建評以後における堀囲施設の造営であった場合、偶然の一致はより考えにくくなり、官道とセットで整備された可能性もでてくる。このとき、本施設の造営が7世紀中葉のうち(7世紀第 四半期)に行われたとするならば、官道の整備時期が天武朝より前に想定されることになり、通説よりもかなり古くなる。地方支配システム構築にかかる論点に大きな一石を投じることになる。

（3）水戸市二所神社古墳の測量調査

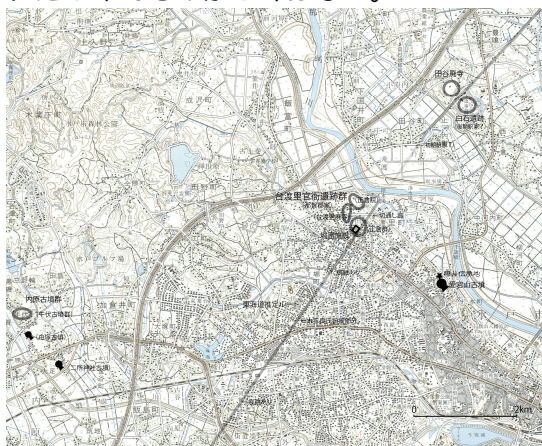
国造国から評(郡)に移行した那賀郡の事例では、6世紀後葉~7世紀前葉に築かれた前方後円墳のうち、郡域程度の範囲内で最大規模の古墳が、後の郡家に最も近い位置に築かれていた場合、当該国造の墓である蓋然性は極めて高くなる。一方、当該範囲における最大古墳が、他の首長墓よりも、後の郡家から遠い位置にあった場合、後の郡家造営にあたって、その直前の力関係とは矛盾する地域再編を伴った可能性が、より高くなる。このねらいにおいて第一に関心を寄せるべき古墳群は、水戸市内原古墳群である。しかし、群中で最大規模をもつ二所神社古墳は、これまで調査履歴がなく、ほとんど言及されてこなかった。そこで、この古墳の測量調査を行い、併せて連携研究者の東京工業大学亀井宏行研究室の協力による地中レーダー探査を実施し、墳丘形態や、築造時期について考古学的検討を行った。

その結果、二所神社古墳は墳丘長85mの前方後円墳であり、後円部径44mに対し、前方部長41mとほぼ同じ長さ²と高さ³を有するのに対し、幅35mの狭い前方部をもつ、細長い形状であることが分かった。墳形の類例には、鹿嶋市宮中野夫婦塚古墳がある。地中レーダー探査の結果、裾部に横穴系埋葬施設、墳頂部にそれぞれ竪穴系埋葬施設を有する可能性がある。

以上を総合すると、二所神社古墳は埴輪をもたない「最後の大型前方後円墳」の一つである可能性が高い。築造時期は6世紀後葉~7世紀前葉である可能性が高く、この時期、のちの那賀郡域に所在する古墳はもちろん、茨城県域でも最大規模の古墳と

考えられる。前方後円墳がヤマト王権の主導する秩序の体現者であり、国造もヤマト王権の制度的地位であるから、6世紀後葉に国造が置かれていたならば、那賀国から移行した那賀郡の郡家に最も近い盟主的首長墓である本古墳は、最も確かな那賀国造の墓といえる。

つまり、那賀国造墓はのちの那賀郡家の至近にはないが、径6km圏内には位置していたことになる。この位置関係は、盟主的古墳にとっての築造領域としては遠いものではなく、基本的領域内に納まるものであるから、国造国から評(郡)への移行において郡家を置いていく際に、伝統的な有力者集団(国造氏)の拠点近くに郡家が置かれたとみてもおかしくはない。



(4) つくば市平沢3号墳整理分析

つくば市平沢3号墳は、眼下に筑波郡家である平沢官衙遺跡を見下ろす位置にあり、一緒に古墳群を形成する平沢1号墳は、7世紀前半における筑波国造墓の最有力候補である。平沢3号墳は、この1号墳より小規模の墳丘であるが、今回、1号墳と同じ方墳であることが確認され、同様の石室構造を有することが確認された。このことから、筑波国造氏に連なる一族の墓である可能性が高いと判断された。注目されるのは、7世紀前半に築かれたとみられる平沢3号墳の横穴式石室において、その目の前の前庭部から、8世紀前葉の火葬骨蔵器が出土したことである。

文献に基づく古代史の成果では、この地方再編成の中で、国造氏をはじめとする在地有力者集団が、新しい行政組織の役職である郡司などとして取り込まれていくとされている。もしこの役職が事実上、国造の系譜に連なるものに優先的に割り振られていくのならば、地方における政治的地位を決定する最大の要素は、伝統的に地域を治めてきた一族の出自そのものにあることになり、国郡制が整備されたにもかかわらず、むしろ国造氏であることが、かえって重要になった可能性がある。

『続日本紀』大宝2年4月条に「詔定諸国国造之氏、其名具国造記」とある「国造

記」は、「新国造の氏とその系譜などを記したもの」とされる。篠川賢は2ヶ月前の『続日本紀』大宝2年2月条に「為班大幣。馳駆追諸国国造等。入京」とあることから、「[国造記]が入京した国造らの主張を入れて作成された、ということは十分に考えられることである」とする。つまり、国造国が評、そして律令国・郡に再編成された後、8世紀初頭に国造の系譜を整理するため、各地から国造氏を集めて系譜を申告させ、その主張を入れて登録された国造が「新国造」ということになる。申告の機会が与えられるならば、国造が新たに認定された可能性は確かに考えられることである。

8世紀初頭に、自らの出自や系譜を強く主張する運動がみられたとするならば、平沢3号墳における火葬墓の存在は極めて示唆に富む。上記だけでなく、系譜意識の高揚する現象は歴史上幾重にも波となって現れるが、8世紀初頭は中でも大波であった可能性がある。地域を統治することを王権に認めさせるためには、自身がその地域の伝統的な有力者の系譜に連なるということを、地域でも認められていなければならない。もし平沢古墳群が筑波国造またはそれに近い集団の墓として認知されうるならば、そこにあって近縁者の火葬墓を営むことにより、火葬墓の造営主が筑波郡に関わる正当性を示したと考えられる。

このように、地域の権力が引き続き伝統的な有力者集団に握られていく背景には、地域の有力者集団がその正統性を王権に認めさせる、たゆまぬ働きかけがあったと結論できる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

(雑誌論文)(計1件)

田中裕・吉澤悟、古墳の正面に納められた奈良時代の火葬墓 茨城県つくば市平沢3号墳出土骨蔵器、筑波大学先史学・考古学研究21、査読有、筑波大学人文社会学研究科歴史・人類学専攻、2011、27-42

(学会発表)(計1件)

田中裕、『常陸国風土記』にみえる歴史的景観の復原、行方市シンポジウム語り継ぐ『風土記』1300年に刻む、行方市、招待、2013

(図書)(計1件)

田中裕・太田有里乃・栗原悠・小林可南子・山川千博・横山真那美・大久保敦史・菅澤由希・下山はる奈、常陸国那賀郡家周辺遺跡の研究 『常陸国風土記』にみえる律令期以前の歴史的景観復原に関する実証的研究/研究代表

田中裕、茨城大学人文学部考古学研究室、2014、全 90

6. 研究組織

(1) 研究代表者

田中 裕 (TANAKA, Yutaka)
茨城大学人文学部教授
研究者番号：00451667

(2) 連携研究者

高橋 修 (TAKAHASHI, Osamu)
茨城大学人文学部教授
研究者番号：40334007

亀井 宏行 (KAMEI, Hiroyuki)
東京工業大学情報理工学系教授
研究者番号：60143658

吉澤 悟 (YOSHIZAWA, Satoru)
奈良国立博物館情報サービス室長
研究者番号：50393369